

宮崎県体育館等利用料金減免取扱要領

平成27年4月1日
スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県体育館、新宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場（以下「体育館等」という。）に関し、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第6条第4項の規定による利用料金の減免について、必要な事項を定める。

(減免の基準等)

第2条 体育館等の利用料金は、教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年教育委員会教育長訓令第2号）第5条第1項に掲げる場合に、その全額を免除することができる。また、同規程第5条第2項に掲げる場合には、条例で利用料金を別に定める照明設備及び空調設備を除き、減免することができる。なお、同規程第5条第2項に該当するとして、プロスポーツキャンプについて利用料金を減額する場合は、アマチュアスポーツの利用料金を適用するものとする。

(減免の申請)

第3条 前条の規定による減免を受けようとする者は、宮崎県体育館等利用料金減免申請書（別記様式第1号）を体育館等の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、県の行政施策を補完すると認められる催しに該当するものとして利用料金の減免の申請があった場合において、必要があると認めるときは、その根拠を示す資料（県主務部長が行政施策の補完を認めた文書等）の提出を申請者に求めることができる。

(審査及び通知)

第4条 指定管理者は、前条の申請書等を審査し、第2条に規定する減免の基準等を満たすものであると認めたときは、宮崎県体育館等利用料金の減免について（通知）（別記様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(定期報告)

第5条 指定管理者は、利用料金の減免の事務手続を実施した場合には、月ごとの実施状況を利用料金減免定期報告書（別記様式第3号）により、スポーツ振興課長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第40号）の施行の日から施行する。ただし、題名、第1条、第2条第1項、第3条、第4条、別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定（宮崎

県体育館、新宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場に関する部分に限る。
) 及び第2条第2項を削る改正規定は、令和6年7月4日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

宮崎県体育館等利用料金減免申請書

年 月 日

殿

申請者

住 所

氏 名

宮崎県体育館等の利用料金について、下記のとおり減免を申請します。

記

施設 の 名 称	
使 用 期 間	
使 用 目 的	
減 免 の 理 由	
所 定 利 用 料 金	
減 免 利 用 料 金	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

殿

長

宮崎県体育館等利用料金の減免について（通知）

年 月 日付けで申請のありました標記については、教育関係の公の施設に関する条例第6条第4項の規定により、下記のとおり減免します。

記

減 免 施 設	
減 免 の 内 容	

